

経営革新計画の承認について

資 料 提 供
令和7年1月31日
課 名：経営革新課
担 当 者：森川
内 線：3460
直通電話：082-513-3371

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき申請のあった経営革新計画を、令和7年1月に4件承認しました。この承認により本県での総承認件数は4,047件となりました。

中小企業等経営強化法は、新商品・新サービスの開発などの特定事業者（※）の経営革新計画を県知事が承認することにより、融資などで、幅広く支援するものです。

○令和7年1月に承認した経営革新計画

申請者 所在地	設 立	資本金 (千円)	従業員 (人)	業 種	経 営 革 新 計 画 の テ ー マ
ネットファム株式会社 広島市中区吉島新町	平成20年	1,000	1	その他の生活関連 サービス業	ランド業務の本格稼働体制の構築
なかとう ともえ 中藤 友栄（こうのふく） 広島市安芸区瀬野	—	—	0	繊維工業	機能性・ファッション性の高い介護服のセミオーダー製品「よりそ衣（仮称）」を開発・販売
ふくなが たかし 福永 高（コーヒーストーリー・ニシナ屋） 広島市安芸区中野	—	—	4	飲食料品小売業	「お守りコーヒー」の開発によるインバウンド需要の開拓
さかもと ともかず 阪本 智和（Nak） 広島市西区己斐中	—	—	0	その他の小売業	国内生産と地域連携で競争力ある格闘技オーダー事業の革新

中小企業経営革新計画の承認制度とは、特定事業者が、中小企業等経営強化法に基づいて、新たな事業に取り組むため「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、その計画達成の支援策として、特利融資や信用保証枠の拡大等の優遇措置の対象となる制度です。

詳しくはこちらをご覧ください。

→ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/keieikakushinsien-gaiyou2.html>

（※）特定事業者とは、常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むものを言います。